

# 日本形成外科学会形成外科領域専門医制度：小児形成外科分野指導医 第7回認定審査について

2023年4月20日  
一般社団法人 日本形成外科学会  
小児形成外科分野指導医認定委員会  
委員長 野口 昌彦

日本形成外科学会は、形成外科領域専門医制度：特定分野指導医細則および小児形成外科分野指導医施行細則に基づき、第7回小児形成外科分野指導医認定審査を下記の要領で実施いたします。

## 1. 小児形成外科分野指導医審査申請者の資格

小児形成外科分野指導医審査申請者の資格は、日本形成外科学会特定分野指導医資格および小児形成外科分野指導医申請資格を有した者です。

一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度 特定分野指導医細則

### 第3章 特定分野指導医の認定

(特定分野指導医資格)

第6条 特定分野指導医は、以下を充足しなければならない。

- (1) 形成外科領域専門医資格を有しているもの
- (2) 学会が定める形成外科専門研修施設もしくは当該特定分野指導医が常勤している施設において、形成外科領域専門医資格を取得後に、当該特定分野に関する研修歴を3年以上有していること
- (3) 当該特定分野に関する学術研究成果を公表していること
- (4) 当該特定分野に関して、所定の診療実績があること
- (5) 学会が主催する当該特定分野の指導医認定教育セミナーを、2回以上受講していること

一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度 小児形成外科分野指導医施行細則

### 第1章 小児形成外科分野指導医申請資格

(認定申請に必要な学術業績)

第1条 小児形成外科分野指導医の認定申請を行うものは、特定分野指導医細則（以下、細則という）第6条1項3号に関して、以下のいずれかの学術業績を有していなければならない。

- 1) 日本形成外科学会学術集会（基礎学術集会、各地区の形成外科学会学術集会を含む）における、2回以上の筆頭もしくは発表指導者としての小児形成外科領域に関する発表歴
- 2) 筆頭もしくは執筆指導者としての小児形成外科領域に関する1編以上の学術論文

## 2. 認定審査に必要な提出書類

\* 日本形成外科学会形成外科領域専門医制度特定分野指導医細則および小児形成外科分野指導医施行細則に基づき、以下の認定審査用書類（様式1～6）が日本形成外科学会ホームページに掲載されています。書類をダウンロードしてご使用ください。

<https://jsprs.or.jp/specialist/shorui/index.html#contents6>

- 1) 日本形成外科学会形成外科領域専門医制度 特定分野指導医 小児形成外科分野指導医認定申請書 (様式1)
- 2) 履歴書 (様式2)
- 3) 研修証明書 (様式3)
- 4) 日本形成外科学会専門医認定証 (コピー)
- 5) 業績目録 (様式4)

日本形成外科学会学術集会 (基礎学術集会, 各地区の形成外科学会学術集会を含む) における小児形成外科領域に関する2回以上の発表歴 (筆頭もしくは発表指導者) あるいは, 小児形成外科領域に関する1編以上の学術論文執筆歴 (筆頭もしくは執筆指導者) を有していること

\*学術集会の発表歴には, 特別講演や教育講演などの講演歴, ランチョンセミナーなど関連プログラムでの講演歴, 学術集会での座長や司会歴も含まれます。

\*執筆指導者 (発表指導者) とは, 共同執筆者 (発表者) の中で最も指導的立場にいる執筆者 (発表者) が該当します。

\*学術論文については日本形成外科学会専門医認定審査における基準に準拠しています。具体的には年2回以上発行されている学術雑誌 (Journal) を指し, Proceedingなどは認められません。ただし, PubMedで検索可能なオンラインジャーナルについては発行回数による制限はありません。院内誌などは委員会判断となりますので避けた方が無難と思いますのでご注意ください。その雑誌が上記基準に該当するか判断できない場合は, 予め事務局までお問い合わせください。

- 6) 症例の記録Ⅰ <手術記録> (様式5)
- 7) 症例の記録Ⅱ <手術症例の一覧表> (様式6)
- 8) 教育セミナー受講証明書

注: 2018年度~2019年春までは一部の領域講習を教育セミナーと認定しております。

上記については教育セミナー受講歴としての算出が可能ですので下記より対象講習をご参照ください。

[https://jsprs.or.jp/specialist/shorui/doc/education\\_seminar.pdf](https://jsprs.or.jp/specialist/shorui/doc/education_seminar.pdf)

- 9) 認定審査料振込の領収書 (コピー)

### 3. 認定審査料

10,000円を所定の口座にお振り込みください。なお, 既納の申請審査料は返還しません。

### 4. 書類提出期間

**2023年7月1日~2023年7月31日 (消印有効)**

### 5. 書類送付先および認定審査料振込先

認定審査提出書類は, 簡易書留またはレターパックにて委員会へ送付してください。

一般社団法人日本形成外科学会 小児形成外科分野指導医認定委員会 宛  
〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-12 新宿ラムダックスビル9F  
TEL: 03-5287-6773 / FAX: 03-5291-2176

※振込みは郵便局備え付けの用紙をご使用ください。

郵便振替口座: 00130-2-514644

加入者名: 日本形成外科学会 指導医認定委員会

または

ゆうちょ銀行 ○一九 (ゼロイチキュウ) 店 当座0514644

加入者名: 日本形成外科学会 指導医認定委員会

## 6. 小児形成外科分野指導医認定書類審査の実施時期

2023年8月末日までに実施いたします。

## 7. 第7回小児形成外科分野指導医試験の実施時期

第32回日本形成外科学会基礎学術集会 10月19日(木)〈予定〉

\*試験の実施日について変更があった場合は後日会告でお知らせいたします。

## 8. 認定審査の結果の発表および登録

認定審査の結果は、小児形成外科分野指導医認定委員会が理事長に報告し、理事会の議を経て申請者に通知します。合格者は、認定登録料10,000円を所定の口座にお振り込みください。認定登録料の納付を確認した後、理事長が学会の小児形成外科分野指導医資格名簿に登録のうえ公示します。認定証は、追って理事長が本人に送付します。

## 9. 申請書類記入・作成に関する注意事項

1) ダウンロードした書類に作成してください。

2) 年号の記載は西暦を用いてください。

3) 業績は本会入会後の小児形成外科に関するものに限ります。

業績目録に併せて、学術集会プログラム抄録集の申請者の発表(講演)が掲載されているページのコピー、論文の最初のページ(題名と執筆者が記載されている)のコピーを添付してください。該当する箇所に下線または朱書きしてください。

4) 症例の記録(手術記録, 手術症例の一覧表)を作成する際、以下の点にご留意ください。

・症例の記録写真は指導医として相応しい写真を提出してください。

・症例の記録として、所定様式の用紙に手術記録10例(様式5)、手術症例の一覧表100例(様式6)を提出してください。

対象症例は、先天異常を主体としますが、外傷、腫瘍なども含むものとします。

手術時の年齢は先天異常では21歳以下、その他は15歳以下とします。

特定分野指導医細則第3章、第6条に該当する研修施設以外で行われた症例も報告できます。

・手術記録(10例)は、術前(手術前であってデザインされていないもの)、デザイン(写真が望ましいが、シエーマでも可)、術中(写真が望ましいが、シエーマでも可)、術後6ヵ月以上経過の写真が必要とします。母指多指症・多合趾症や漏斗胸など骨に関する疾患は、術前・術後のX線写真またはCT画像を示してください。記録はパワーポイント形式で作成し、CD-RまたはUSBに保存して提出してください。なお、原本は申請者が責任をもって保管してください。

・手術記録(10例)は、下記手術が該当します。

①症例の条件

執刀例(または指導助手)に限ります。

②術式の条件

a) 頭蓋骨の先天異常、変形に対する手術

b) 口唇裂、口蓋裂およびこれに関連する手術

c) 顔面・頸部・耳介の先天異常、変形に対する手術

d) 手足の先天異常、変形に対する手術

e) 躯幹の先天異常、変形に対する手術

f) その他の先天異常、変形に対する手術

g) 母斑、脈管奇形、良性腫瘍、悪性腫瘍に対する手術

h) 癍痕、癍痕拘縮、ケロイドに対する手術

i) 外傷、その他の手術

注1：上記9領域のうち，3領域以上の症例を含む必要があります。一つの領域の症例は5例までとします。

注2：同一症例でも部位が違えば，上記a)～i)の複数のカテゴリーにて提出することはいけません。

注3：口唇口蓋裂等に対して一連の複数手術を行った場合は，b)カテゴリーで1例として扱います。

注4：同一部位の同一手技・手術は3例までとします。

注5：委員会において，症例報告（手術記録，手術症例の一覧表）として相応しくない症例として認定された場合は書類審査が不合格となりますのでご注意ください。マイナー症例（腫瘍の切除・単純縫縮，挫創の縫合，フェノール法，軽度の舌小帯短縮症，臍突出症の皮膚形成のみ，など），診断の誤り，手術結果が不良な症例などがこれに相当します。

注6：手術記録の10例には，レーザー症例，硬化療法，マイナー症例を含むことはできません。

・手術症例の一覧表（100例）は，下記手術が該当します。

①症例の条件

経験症例を記入してください（執刀例に限りません）。

②術式の条件

手術記録（10例）で示した9領域のうち，3領域以上の症例を含む必要があります。一つの領域の症例は50例までとします。

手術記録の10例を手術症例の一覧表に含めることができます。

皮膚レーザー照射療法（全身麻酔例に限る），硬化療法，マイナー症例は手術症例の一覧表にはあわせて10例まで含むことができます。

注：委員会において，症例報告（手術記録，手術症例の一覧表）として相応しくない症例として認定された場合は，書類審査が不合格となる場合がありますのでご注意ください。腫瘍の切除・単純縫縮，挫創の縫合，フェノール法，軽度の舌小帯短縮症，臍突出症の皮膚形成のみ，などはマイナー症例として扱われます。

なお，手術症例の一覧表（様式6）はエクセルファイルとして提供されています。プリントアウトした状態で提出してください。

## 10. 問い合わせ先

一般社団法人日本形成外科学会 小児形成外科分野指導医認定委員会 宛

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-12 新宿ラムダックスビル9F

E-mail：jsprs-office01@shunkosha.com

TEL：03-5287-6773 / FAX：03-5291-2176